

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 効果・効率性の検証

将来の危機対応を見据えた有識者からの評価・提言

1. はじめに

国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更）」を踏まえ、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設した。

- 以後も「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）」の各経済対策に対応して、地域の実情に応じたきめ細かな支援が可能となるよう、制度変更や各種支援を行ってきた。

令和2年11月には、緊急事態宣言が発出された地域において営業自粛や営業時間の短縮等、事業継続に大きな打撃を受けた飲食店を対象として協力金を支給する「協力要請推進枠」を創設した。令和3年度には対象を大規模施設、酒類等販売事業者に拡大し、長引く感染拡大で影響を受ける事業者を支援した。

また令和3年11月12日に新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定された、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるとして、都道府県による検査無料化の取組に対して支援を行う、「検査促進枠」を令和3年12月に創設した。

さらに令和4年4月26日に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめられた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」において、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減をするとされたことを踏まえ、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を令和4年4月に創設した。

- 令和4年9月には地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、推奨事業メニューを伴った「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設した。

2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る 国の取組の評価

今般の臨時交付金については、地方公共団体からの声において、柔軟な運用が可能であったため、感染拡大対策やその影響を受ける事業者への緊急的な支援から次への備えに資する取組へと段階に応じて自然とシフトできたという意見があった。過年度に国が行った効果検証においても、基本的な感染症対策から行動制限の緩和まで地域の実情に応じた様々な事業へ交付金が活用されていることが確認された。さらには、国民へのアンケート^{*1}において地方公共団体の感染症対応の取組が一定程度評価されていることも確認された。

このような点を踏まえると、国において、感染症対応のために地方公共団体が地域の実情と段階に応じて自由度高く活用できる臨時交付金を創設したことは有効だったと考えられる。

^{*1}：令和6年度に実施した国民アンケートより

一方、当時の感染拡大の状況を鑑みると、地方公共団体における対応人員の確保等が課題の一つであったことは理解できるものの、事務費のみの事業や、公用車の購入などの事務的経費に主に充当された一部の事業については、臨時交付金の趣旨に沿った事業であったか否かについて国民の不信を招いた可能性がある。

国における臨時交付金の運用においては、地方公共団体の効果の公表状況の分析検証を踏まえつつ実施計画策定段階での成果指標設定を追加要請したこと、コロナ禍における物価高騰への対応においては推奨事業メニューへの重点化を図ったことなど、指摘や課題を踏まえた改善が適宜実施されていた。また、毎年度の国による効果検証によって、感染拡大の各段階における感染防止対策や地域経済活性化等の取組内容などの知見が蓄積されてきたものと考えられる。

感染拡大の初動対応において、地域未来構想20や地方創生図鑑等、感染拡大防止や地域経済の下支えのための事業に関する国からの情報提供は、地方公共団体の取組の後押しに役立ったものと考えられる。初動期以降も、国から地方公共団体に対して、対策事例、推奨事業メニュー、効果の公表例、成果指標の例の提示など様々な情報提供が行われており、地方公共団体の取組の後押しに一定の効果があったと考えられる。

また臨時交付金は地方公共団体によって自由度高く活用できる交付金であるため、各地方公共団体が個々の事業の実施状況や効果について説明責任を果たすことが不可欠である。内閣府の働きかけもあり、全ての地方公共団体において、事業実施段階に定量的指標を設定するとともに、事業完了後には令和4年度までの完了事業の効果公表（令和6年6月）が行われた。

このように地方公共団体において、定量的な数値目標を設定し、それに基づく効果検証を行うことのきっかけとなったことは、臨時交付金をもたらした副次的な効果であったと考えられる。

3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る 地方公共団体の取組の評価

国民へのアンケート^{*2}では、地方公共団体による感染症対応について、感染防止対策では約8割の回答者が事業の必要性・効果を評価していることが確認された。特に地方圏においては、地域経済活性化に関する取組の必要性・効果を高く評価する傾向があり、また感染拡大の初期には8割の回答者が雇用・暮らしの維持のための事業の必要性を評価していることも確認された。

感染拡大の初期における国による効果検証の結果では、感染拡大防止や医療体制の確保、事業継続への支援、生活困窮者対策等への臨時交付金の活用が7割以上を占めていたことなどを踏まえると、各地方公共団体において、臨時交付金を活用し、地域の実情に応じたきめ細かな事業が実施され、感染拡大防止や雇用・暮らしの維持等の緊急的対応に一定の効果があったものと考えられる。

^{*2}：令和6年度に実施した国民アンケートより

そのほか、臨時交付金の活用によって、地域通貨の利活用推進や、キャッシュレス決済の導入等が推進されていたことから、デジタル社会の実装にも一定の効果があったと考えられる。

また、コロナ禍における原油価格・物価高騰への対応においては、国から提示された推奨事業メニューを元に、地方公共団体において、域内で支援を必要とする対象に支援金を支給するなど即応的な対応が実施できたと考えられる。

各地方公共団体において、日々変化する感染症拡大状況に手探りで対応するなかで、それぞれの地域における感染症対策のフェーズに応じて、事業の検討から実施、効果の分析・公表までを行い、令和6年6月までに全地方公共団体において効果の公表が完了したことは評価できる。

一方、令和5年度までは、一部の小規模な地方公共団体などでは効果の公表がなされていないなど、適切な時期での公表が行われていなかった。

4. 危機対応における地方公共団体への臨時の交付金を措置する際の在り方

将来の危機対応において、同種の交付金を臨時に措置する場合には、今回の経験・教訓を生かし、以下の点に留意すべきと考えられる。

【全般】

国においては、発生した事象による地方創生における影響についての情報や、有効な対策の事例など、事態発生後において、地方公共団体等への迅速な情報提供を徹底し、地方公共団体における早期の検討を促していくことが重要である。

緊急的な危機対応においては、制度設計者である国と、事業実施者である地方公共団体との、情報流通や意思疎通の円滑化が重要である。

【感染症危機の対応における地方公共団体への臨時の交付金】

感染症危機においては、感染症の拡大状況や感染症対策のフェーズ、地域経済の構造などによって、地域の実情に応じた対応が必要と想定される。今般の臨時交付金の有効性、評価結果などを踏まえると、将来の危機対応においても、地方公共団体が自由度高く活用できる交付金を措置することは、有効な対策と考えられる。

感染者が都市部に多くみられた一方で、コロナ禍における雇用・暮らしの維持のための取組等は三大都市圏より地方圏において国民アンケートで高く評価されている状況である。このようなことを考慮すると、感染危機対応における臨時の交付金は、地方経済への影響等を含む多様な視点に配慮して分配するなどの留意が必要であろう。

交付金のメニューについては、今般の国民アンケートや過年度の効果検証により得られた知見などを踏まえつつ、感染拡大初期においては感染拡大防止や雇用の維持などの緊急支援的な事業に重点化することも考えられる。

また、事務的経費については、将来の危機対応では、メニューを重点化したり、地方公共団体に適切な負担を求めたりするなどにより、事業の適否や実施手法等について地方公共団体の十分な検討を促す制度設計とすることが重要である。

なお、制度に対する国民の理解を得ていく上では、個別の事業効果や実施状況について、交付金を活用した地方公共団体が自ら十分な説明責任を果たしていくことが求められる。

地方公共団体が自由度高く活用できる交付金の運用においては、地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業が行われるよう、国における予算や制度の周知と合わせて、関係省庁や都道府県を含む様々な機関から、事例情報などを展開することが有効である。

また、今般の対応は、地方公共団体において事業計画段階で数値目標の設定を行う契機になっており、平時においてもこのような取組を行うとともに、これに基づく効果検証実施を進めていく視点も重要である。そのためには、各地方公共団体において適切な時期に効果検証がなされるよう、周知の徹底を図ることや国における効果検証も併せて行うことが有効であろう。当初より、国において地方公共団体の事業について、効果の公表期限や項目を含めて制度化して、都道府県を通じた効果公表の確認体制を整備するとともに、併せて、各省庁が所管分野における対策の効果検証を地方公共団体に促すなど、多方面から地方公共団体へ働きかけることなども効果的である。

新型コロナウイルス感染症への対応は、令和2年の国内感染者の発生から令和5年5月の5類移行まで長期に及んだ。多くの地方公共団体において、医療機関への支援や給食費減免等、長期的な支援が必要となった事業が確認されている。

このような事業は、臨時交付金の終了後も事業継続の要望が大きく、地方公共団体の財政的な負担となっているとの声が確認されており*3、関係省庁において対応や検討を引き継ぐなどフォローアップする仕組みが必要である。

*3：令和6年度に実施した地方公共団体ヒアリングより

感染症危機時には、感染状況等の見通しが立たないために、予算執行における不用額が一定程度生じることはあり得るものと考えられる。しかしながら、財源確保については国と地方が協力及び連携しながら、事業実績に応じて国から地方公共団体に交付金を交付する等、事後の精算も含めた適切な規模の予算確保を図っていくような工夫をすることも重要であろう。

【地方公共団体の事業実施】

感染症危機においては、地域や時期によって拡大状況や地域経済への影響が様々に異なる。そのため、今般の臨時交付金で得られた知見も活用しつつ、それぞれの地方公共団体が時機に見合った支援や対策を講じていくことが求められる。各地方公共団体においては、今般のコロナ感染症対応の知見を記録し、次の対応へと備えることも重要と考えられる。

今般のコロナ感染症対応においては、臨時交付金に関して、都道府県から市町村に対し、実施計画への助言や効果検証に係る情報提供を行うなど、地方公共団体間で連携が行われていた事例*4や、取り組んだ全事業においてヒアリング・アンケート等を実施し、現場の声を拾い上げ、次年度以降の事業改善につなげている事例*4があった。

将来に未曾有の感染症危機が生じ、地方公共団体が自由度高く活用できる交付金が創設された場合においても、こうした事例を踏まえて、地方公共団体は内外での分野横断的な協力体制を構築しながら、きめ細かに事業を検討・実施するとともに、適切なタイミングで効果を検証し、その結果を遅滞なく公表し、事業改善を行っていくことが重要である。

*4：令和6年度に実施した地方公共団体ヒアリングより

今般の臨時交付金を活用した事業について、多くの地方公共団体が定量的な数値目標を設定し、効果検証を進め、全ての地方公共団体が効果公表を行ったことは大きな成果である。一方で、実施体制が脆弱だった等の理由から、円滑に効果検証を行えなかった地方公共団体も存在していた*5。

地方公共団体による効果の検証、公表を根付かせていくためには、危機対応時だけではなく、平時から効果検証に取り組み、習慣化していくことが有効であろう。

*5：令和6年度に実施した地方公共団体ヒアリングより

また、今般の臨時交付金は地方におけるデジタル社会の実装に一定の効果があったと考えられる。こうした取組は市民生活へのデジタルの浸透はもちろん、次代の危機対応にも効果的であり、今後とも、マイナンバーカードの活用も含め、国と連携しつつ、地方公共団体においても、デジタル活用の取組をさらに進展させることが期待される。

【その他の事業】

その他、特措法に基づく感染防止の協力要請や検査に関する事業については、全国的規模・視点で行われる施策・事業であることから、要請先の意見も踏まえ、不公平感や分配の公平性などに配慮し、所管省庁において制度が設計されるべきで、その実施に当たっては、財政需要に応じた非常に機動的、弾力的な対応が必要となることを踏まえて、地方公共団体が自由度高く活用できる交付金とは区分するなどの工夫が必要である。